

(2) 府内未発生期

状態
<ul style="list-style-type: none"> ○海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内のいずれかの地域で発生した状態をいいます。 ○府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態をいいます。 ○海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態をいいます。
対策の目的
<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努めます。 ○市内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとります。 ○対策の判断に役立つため、大阪府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。 ○市内等で発生した場合には早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化します。 ○海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関や事業者、市民に準備を促します。 ○医療機関等への情報提供や検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン²⁹、パンデミックワクチン³⁰の接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぎます。

29 用語解説 P.87

30 用語解説 P.86

実施体制

①体制整備	
<p>○海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、危機管理室や保健所が中心となって関係部局と緊急協議を行い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対処方針について協議します。</p> <p>○大阪府対策本部が設置されたときは、速やかに本市の対策本部を設置します。（特措法では任意設置）</p> <p>○政府行動計画による海外発生期の基本的対処方針や大阪府の対応に基づき、本市の対応を決定するため、対策本部会議を開催します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所</p>
<p>○対策本部が設置された以降の新型インフルエンザ等対策の実施にかかる記録を作成し、保存し、公表します。</p>	<p>危機管理室</p>
<p>○医療関係団体等地域の関係者との対策会議を開催し、市内発生に備えた対策を確認するとともに、対策の準備に着手します。</p> <p>○海外において罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施します。</p>	<p>健康福祉部保健所</p>

サーベイランス・情報収集

①情報収集	
<p>○未発生期に引き続き、大阪府や厚生労働省、国立感染症研究所、WHO、CDC（米国疾病管理予防センター）など国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集します。</p>	<p>健康福祉部保健所</p>

②サーベイランス体制の強化	
<p>市内における感染を速やかに探知できるよう、海外発生の段階から、あらかじめ常時サーベイランスの体制を強化します。</p> <p>また、サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から保健所等に報告を求めるとともに、その原因等について迅速に調査を行う等、体制を強化します。</p> <p>○患者発生サーベイランス（定点サーベイランス） 定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握します。</p> <p>○強化ウイルスサーベイランス 新型インフルエンザが発生した場合、通常のウイルスサーベイランスに加え、強化学校サーベイランス及び全数把握患者等でのウイルス検査を行うことで、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、また病原性の変化をチェックできるようにします。</p> <p>○入院サーベイランス インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、新型インフルエンザと診断された入院患者を把握し、重症患者の発生状況や病原性の変化等を見極められるようにします。</p>	健康福祉部保健所
<p>○強化学校サーベイランス 通常の学校サーベイランスの報告施設を大学、短大にまで拡大し（国内感染期では中止）、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受けます。</p> <p>また、報告のあった集団発生については可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR³¹検査等を行います。</p>	教育委員会 こども未来部 健康福祉部保健所

31 用語解説 P.86

<p>○全数把握の開始 新型インフルエンザ患者を早期に発見し、発生当初の新型インフルエンザの拡大を防ぐとともに、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機関に新型インフルエンザ等患者の届出を求め、全数把握を開始します。</p> <p>○感染症流行予測調査（血清抗体検査） 国が大阪府を通じて実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力します。</p>	健康福祉部保健所
<p>○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 国が大阪府を通じて実施する鳥類や豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力します。</p>	環境部 農業委員会

情報提供・情報共有

①情報提供	
<p>○市民に対して、以下について留意しながら、詳細にわかりやすく、かつできる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行います。</p> <p><提供内容> 海外や国内での発生状況、現在の対策、市内等で発生した場合に必要な対策等（対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体の明確化）。</p> <p><広報媒体> テレビ、新聞等のマスメディアを活用など。</p> <p><直接提供> ケーブルテレビをはじめ、市ホームページやフェイスブック、広報誌等の活用や総覧できるサイト等の複数の手段の利用など。</p> <p>○対策本部の統括チームに広報グループ及び情報グループを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信を実施します。</p> <p>○対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、広報グループが調整します。</p>	<p>政策企画部 総務部 危機管理室 健康福祉部保健所 その他全部局</p>

②コールセンターの設置	
<p>○国や大阪府が配布したQ&A等を参考に市版Q&Aを作成し、他の公衆衛生業務に支障をきたさないよう、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行います。</p> <p>○コールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。</p>	<p>市民協働部 資産活用部 健康福祉部保健所 危機管理室 政策企画部</p>
③情報共有	
<p>○対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報や問い合わせ窓口での情報を各部局と共有します。</p>	<p>危機管理室 政策企画部 健康福祉部保健所 その他全部局</p>

予防・まん延の防止

①市内での感染拡大防止策の準備	
<p>○国や大阪府と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の準備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者への対応（治療・入院措置等） ・患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等） <p>○国や大阪府と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用します。</p>	<p>健康福祉部保健所</p>
②感染症危険情報の発出等	
<p>○国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行います。</p>	<p>健康福祉部保健所 市民協働部 その他関係部局</p>

③水際対策等	
○新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対して検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供や航空機同乗者等の健康観察などの対策に協力します。	健康福祉部保健所
④予防接種	
○特定接種 基本的対処方針を踏まえ、国や大阪府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行います。	総務部 健康福祉部保健所 市立豊中病院
○住民に対する予防接種 事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めます。	健康福祉部保健所

医療

①新型インフルエンザ等の症例定義	
○国が示す新型インフルエンザ等の症例定義 ³² を関係機関に周知します。	健康福祉部保健所
②帰国者・接触者相談センターの設置	
○帰国者・接触者相談センターを設置します。	
○発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。	健康福祉部保健所

32 用語解説 P.84

③医療体制の整備	
<p>○発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行います。そのため、帰国者・接触者外来を整備します。</p> <p>○帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、全医療機関において院内感染対策を講じるよう診療体制を整備します。</p> <p>○帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう依頼します。</p> <p>○新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を大阪府立公衆衛生研究所等に依頼して、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所がそれを確認します。</p> <p>○感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や協力医療機関等に患者の受け入れのための準備をするよう周知します。</p> <p>○感染が拡大し、重症者が増えた場合に備えて、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておく必要があることから、受入可能な病床数の把握とともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力を求めます。</p> <p>○透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握します。</p>	健康福祉部保健所
④医療機関等への情報提供	
<p>○国や大阪府等からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。</p>	健康福祉部保健所

⑤検査体制の構築	
○医療機関から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を迅速に検査できるよう、大阪府が構築する検査体制に協力します。	健康福祉部保健所
⑥抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等	
○大阪府が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者や医療従事者に必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。	健康福祉部保健所
⑦患者の搬送・移送体制の確立	
○市内での患者発生に備えて、消防本部と情報共有を図るとともに、患者の搬送や移送に関する協力と連携体制の徹底を図ります。 ○救急隊員については、新型インフルエンザ等ウイルスに曝露する可能性が高いことから、感染拡大防止及び救急搬送体制の維持の観点から、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬を予防投与できるよう準備を行います。	健康福祉部保健所 消防本部

市民生活及び市民経済の安定の確保

①事業者の対応	
○市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請します。	健康福祉部保健所 市民協働部 関係部局
②市民・事業者への呼びかけ	
○市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。	市民協働部

○市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するように呼びかけます。	危機管理室
③遺体の火葬・安置等	
○火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。	健康福祉部
④ごみ収集・処理	
○まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるように職員の確保等、体制を整備します。	環境部 クリーンランド
⑤安定した上下水道の供給	
○まん延時も上下水道施設の機能維持を適正にできるように職員の確保等、体制を整備します。	上下水道局

* 電気やガスのライフラインは、指定（地方）公共機関がそれぞれ業務計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を実施します。